平成29年第1回神奈川県議会定例会議案

(条例その他 その2)

	目	次	
番 号	件	名	ページ
定 県 第 47号 議 案	指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定 める条例の一部を改正する条例		1
定 県 第 48号 議 案	指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基 準等を定める条例の一部を改正する条例		3
定 県 第 49号 議 案	障害福祉サービス事業の設備及例の一部を改正する条例	び運営に関する基準を定める条	5

指定通所支援の事業等の人員、設備及び 運営に関する基準等を定める条例の一部 を改正する条例

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年神奈川県条例 第7号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「及び第50条」を「、第50条及び第73条第1項第1号」に改める。

第73条第1項第1号中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者(学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したものをいう。以下この条及び第79条において同じ。)」に、「指導員又は保育士の」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の」に改め、同条第2項及び第5項中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第77条の次に次の1条を加える。

(情報の提供等)

- 第77条の2 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを利用しようとする障害児がこれを適切かつ円滑に利用できるよう、当該指定放課後等デイサービス事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行わなければならない。
- 2 指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービス事業者について虚偽又は誇 大な内容の広告をしてはならない。
- 3 指定放課後等デイサービス事業者は、次条において準用する第27条第3項の規定により、その提供する指定放課後等デイサービスの質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。
 - (1) 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害児の障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況
 - (2) 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
 - (3) 指定放課後等デイサービスの事業の用に供する設備及び備品等の状況
 - (4) 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
 - (5) 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況

- (6) 緊急時等における対応方法及び非常災害対策
- (7) 指定放課後等デイサービスの提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況
- 4 指定放課後等デイサービス事業者は、おおむね1年に1回以上、前項の規定により自ら行った評価及び同項の改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。 第78条中「から第51条まで」を「、第50条、第51条」に改める。

第79条第1項第1号中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」 に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第81条中「から第51条まで」を「、第50条、第51条」に、「及び第77条(第1項を除く。)」を「、第77条(第1項を除く。)及び第77条の2」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同条第3項中「次条」とあるのは、「第81条」と読み替えるものとする。 附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定を受けている指定放課後等デイサービス事業者に係る従業員の員数に関する基準については、平成30年3月31日までの間は、改正後の第73条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の第79条に規定する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者に係る従業員の員数に関する基準については、平成30年3月31日までの間は、改正後の同条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

平成29年2月23日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、 指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者等の基準等に関し、所要の改正をしたいので提案 するものであります。

指定障害福祉サービスの事業等の人員、 設備及び運営に関する基準等を定める条 例の一部を改正する条例

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年神奈川県条例第9号)の一部を次のように改正する。

第 178 条第 2 項中「第 180 条第 2 項及び第 4 項」を「第 180 条第 3 項及び第 5 項」に改める。 第 179 条に次の 1 号を加える。

(3) 利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとすること。

第180条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

第180条に次の1項を加える。

6 賃金及び第3項に規定する工賃の支払については、自立支援給付をもって充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

第184条の次に次の1条を加える。

(運営規程)

- 第 184 条の 2 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。
 - (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 営業日及び営業時間
 - (4) 利用定員
 - (5) 指定就労継続支援A型の内容(生産活動に係るものを除く。)並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
 - (6) 指定就労継続支援A型の内容(生産活動に係るものに限る。)、賃金及び第180条第3項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間
 - (7) 通常の事業の実施地域
 - (8) サービスの利用に当たっての留意事項
 - (9) 緊急時等における対応方法
 - (10) 非常災害対策
 - (11) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合は、当該障害の種類
 - (12) 虐待の防止のための措置に関する事項

(13) その他運営に関する重要事項

第185条中「第88条から」の次に「第90条まで、第92条から」を加え、「第185条において読み替えて準用する第91条」を「第184条の2」に改め、「、第91条中「第94条」とあるのは「第185条において読み替えて準用する第94条」と」を削り、「第94条中」の次に「「運営規程」とあるのは「第184条の2に規定する重要事項に関する規程」と、」を加える。

附則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定を受けている指定就労継続支援A型事業者に係る重要事項に関する規程に関する基準については、平成29年6月30日までの間は、改正後の第184条の2及び第185条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

平成29年2月23日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定就労継続支援A型事業所の運営に関する基準に関し、所要の改正をしたいので提案するものであります。

障害福祉サービス事業の設備及び運営に 関する基準を定める条例の一部を改正す る条例

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年神奈川県条例第11号) の一部を次のように改正する。

第77条第2項中「除く」の次に「。第79条第3項及び第5項において同じ」を加える。 第78条に次の1号を加える。

(3) 利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとすること。

第79条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を 控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。 第83条の次に次の1条を加える。

(運営規程)

第83条の2 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 就労継続支援A型の内容(生産活動に係るものを除く。)並びに利用者から受領する費用の種類 及びその額
- (6) 就労継続支援A型の内容(生産活動に係るものに限る。)、賃金及び第79条第3項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間
- (7) 通常の事業の実施地域
- (8) サービスの利用に当たっての留意事項
- (9) 緊急時等における対応方法
- 10 非常災害対策
- (11) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合は、当該障害の種類
- (12) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (13) その他運営に関する重要事項
- 第84条中「第49条まで」を「第46条まで、第48条、第49条」に改める。

附則

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に就労継続支援A型の事業を行う事業所に係る重要事項に関する規程に関する基準については、平成29年6月30日までの間は、改正後の第83条の2の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

平成29年2月23日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、就労継続支援A型事業所の運営に関する基準に関し、所要の改正をしたいので提案するものであります。